

滋賀県いじめ再調査委員会条例案要綱

1 制定の理由

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第30条第2項および第31条第2項の知事の附属機関として、滋賀県いじめ再調査委員会を設置することとするため、新たに制定しようとするものです。

2 概要

- (1) 法第30条第2項および第31条第2項の知事の附属機関として、滋賀県いじめ再調査委員会(以下「委員会」という。)を設置することとします。(第1条関係)
- (2) 委員会は、知事の諮問に応じ、法第30条第2項および第31条第2項の規定による調査を行うほか、法第28条第1項に規定する重大事態について調査を行うこととします。(第2条関係)
- (3) 委員会は、委員5人以内で組織することとし、委員は法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識および経験を有する者ならびに学識経験を有する者のうちから知事が任命することとします。(第3条関係)
- (4) 委員の任期は2年とし、再任を妨げないこととします。(第4条関係)
- (5) 委員会に、特別の事項を調査させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができることとし、臨時委員について必要な事項を定めることとします。(第5条関係)
- (6) 委員会に委員長を置くこととし、必要な事項を定めることとします。(第6条関係)
- (7) 委員会の会議について、必要な事項を定めることとします。(第7条関係)
- (8) 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができることとし、専門委員について必要な事項を定めることとします。(第8条関係)
- (9) 委員長は、委員会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことまたは関係資料等の提出を求めることができることとします。(第9条関係)
- (10) 委員および臨時委員ならびに専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととし、その職を退いた後も同様とすることとします。(第10条関係)
- (11) 委員会の庶務は、滋賀県総務部において処理することとします。(第11条関係)
- (12) この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決めることとします。(第12条関係)
- (13) その他
 - ア この条例は、平成26年4月1日から施行することとします。
 - イ 関係条例について、所要の改正を行うこととします。

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第3条 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略</p>
<p>第4条 省略</p>	<p>第4条 省略</p>
<p>2 第1条第14号から第18号までおよび第20号に掲げる特別職の職員の受ける報酬の額は、勤務1日につき14,000円を超えない範囲内において、知事が定める額とする。</p>	<p>2 第1条第14号から第18号までおよび第20号に掲げる特別職の職員の受ける報酬（第7条の2の規定により支給される報酬を除く。）の額は、勤務1日につき14,000円を超えない範囲内において、知事が定める額とする。</p>
<p>3 第1条第19号および第21号に掲げる特別職の職員の受ける報酬の額は、任命権者が知事と協議して定める額とする。</p>	<p>3 第1条第19号および第21号に掲げる特別職の職員の受ける報酬の額は、任命権者が知事と協議して定める額とする。</p>
<p>第5条～第7条 省略</p>	<p>第5条～第7条 省略</p>
<p>第7条の2 前条に規定する場合のほか、第1条第10号および第11号に掲げる特別職の職員については、会議等への出席以外の公務に従事した場合で知事が特に必要と認めるときは、別表2に定める額に当該公務の内容に応じてその遂行に要する標準的な日数として知事が定める日数を乗じて得た額を超えない範囲内において知事が定める額を、報酬として支給する。</p>	<p>第7条の2 前条に規定する場合のほか、第1条第10号、第11号および第20号に掲げる特別職の職員が、会議等への出席以外の公務に従事した場合で知事が特に必要と認めるときは、同条第10号および第11号に掲げる特別職の職員にあつては別表2に定める額に当該公務の内容に応じてその遂行に要する標準的な日数として知事が定める日数を乗じて得た額を超えない範囲内において知事が定める額を、同条第20号に掲げる特別職の職員にあつては任命権者が知事と協議して定める額を報酬として支給する。</p>
<p>以下 省略</p>	<p>以下 省略</p>

滋賀県いじめ再調査委員会

